

## 国内経済要録

### ◇銀行等の経理基準および配当に関する大蔵省通達

大蔵省は、商法等の改正に伴い銀行等に対し会計監査人監査が行われることとなったことに対処して、銀行等に対する経理基準を改正することとし、7月7日各銀行、相互銀行代表者あて概要次のとおり通達した。なお、この通達に伴い、「銀行の経理基準について」(昭和42年9月30日付)および「銀行の経理基準の一部改正について」(昭和45年8月6日付)の通達は廃止された。

#### (1) 経理処理の原則

- イ. 銀行の決算経理にあたっては、真実性、明りょう性および継続性の原則に基づき、健全な処理をしなければならない。
- ロ. 諸償却ならびに諸引当金および諸準備金の繰入れは、商法その他の諸法規および次に定めるところによる。

#### (2) 諸償却

##### イ. 貸出金の償却

期末時点において回収不能と判定されるものおよび最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれるものについては、これに相当する額を償却することとする。

##### ロ. 貸出金に準ずるその他の債権の償却

貸出金に準ずるその他の債権の償却については、貸出金の償却に準ずることとする。

##### ハ. 有価証券の償却

取引所に上場されている有価証券については、低価法に基づいて評価を行い、償却することとする。子会社の株式および取引所に上場されていない有価証券については商法の一般原則による。

##### ニ. 動産および不動産の償却

動産については税法基準により償却することとする。また、不動産については税法基準の160%相当額を償却することとする。

#### (3) 諸引当金および諸準備金の繰入れ

##### イ. 貸倒引当金

貸倒引当金(債権償却特別勘定を除く)は、税法で容認される限度額を必ず繰り入れることとする。なお、上記により算出される繰入れ限度額が昭和50年3月末現在の既繰入れ残高を上回るまでは、原則として、当該既繰入れ残高をもって繰入れ額とする。

##### ロ. 価格変動準備金

価格変動準備金は、税法で容認される限度額を必ず繰り入れることとする。

##### ハ. 退職給与引当金

退職給与引当金は、期末における従業員の自己都合退職の場合の退職給与規程による要支給額の100%を繰り入れることとする。

##### ニ. その他の引当金および準備金

その他の引当金および準備金については、税法もしくは当局によりとくに認められたものまたは利益処分によるものを除き、繰入れは行わないこととする。

#### (4) 外貨建資産および負債の経理処理

外国為替公認銀行が取り扱う外貨建資産および負債の経理処理については、所管課長が別に定める「外国為替公認銀行における外貨建資産等の経理処理について」に基づき処理することとする。

#### (5) 適用時期

昭和50年9月期から適用する。

なお、上記の通達と同日付で銀行等の配当に関しても、従来の通達「銀行の配当規制の緩和について」(昭和45年2月20日付)を廃止するとともに、現在の経済社会情勢に沿った適正な配当を行うよう、各銀行、相互銀行代表者あて通達した。

### ◇自動車の割賦販売標準条件の改訂

通商産業、運輸両省は、割賦販売審議会の答申に基づき自動車の割賦販売の標準条件を次のとおり改訂、8月1日から施行した。

車 種	頭金比率		支払期間	
	変更後	変更前	変更後	変更前
乗 用 車 (うち軽自動車)	20% (20)	35% (30)	20月 (20)	16月 (18)
トラック				
5 ト ン 以 上	5	10	24	22
2 トン以上5 トン未満	10	20	20	18
2 ト ン 未 満	15	30	20	18
バ ス				
乗 員 定 員 30 人 以 上	5	10	24	22
29 人 以 下	10	20	20	18

(注) 1. 営業車については従来どおり(頭金は適用外、支払期間は不変)。

2. 中古車については従来どお適用外。

### ◇昭和50年産米政府買入れ価格の引上げ

政府は7月13日、50年産米政府買入れ価格の引上げを

次のとおり決定した(価格は60kg当り)。これによる財政負担増加額は、自主流通米に対する助成措置強化を含めて、2,410億円と見込まれている。

(1) 基本米価(うるち米1～4等平均)

15,570円(前年13,615円、前年比+14.4%)

(2) 指定銘柄奨励金

指定銘柄米 400円(前年 400円)

特別銘柄米 250円(〃 250円)

なお、49年産米に交付された臨時稲作営農補助金は50年産米については交付されない。

◇昭和50年産米政府売渡し価格の引上げ

政府は7月25日、50年産米政府売渡し価格の引上げを次のとおり決定した(9月1日実施)。

	改訂後価格	引上げ率
	円	%
うるち玄米1～4等平均 (60kg)	12,205	19.00
標準価格米小売指導価格(注) (精米10kg)	2,495	18.81

(注) 大都市の場合。

◇長期金利の引下げ

1. 国債、政府保証債、地方債

政府は、国債、政府保証債、地方債の発行条件をそれぞれ次のとおり改訂(国債は7月30日、政府保証債、地方債は同16日決定)、8月債から実施した。

国債等の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
国債	8.320 (8.0%、98.25円)	8.414 (8.0%、97.75円)
政府保証債	8.646 (8.6%、99.75円)	8.793 (8.7%、99.50円)
地方債	8.866 (8.8%、99.65円)	9.047 (9.0%、99.75円)

2. 利付金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり

利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
5年もの	8.800 (8.8%、100.00円)	9.000 (9.0%、100.00円)
3年もの	8.583 (8.5%、99.80円)	8.763 (8.7%、99.85円)

改訂(7月25日発表)、8月債から実施した。

3. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社、農林中央金庫は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引き下げ(7月25日発表)、8月1日以降新規貸出分から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	9.70	9.90

4. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

信託銀行7行および大和銀行は、貸付信託の予想配当率(5年もの)および合同運用指定金銭信託予定配当率(5年以上のもの)を次のとおり引き下げ、8月21日から実施することとした。なお、他の期間のものについては今回は据え置かれることとなった。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 2年もの	8.20	8.20
〃 5年もの	8.82	9.02

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 1年以上のもの	7.75	7.75
〃 2年以上のもの	8.05	8.05
〃 5年以上のもの	8.63	8.83

◇住宅ローン金利の引下げ

都市銀行各行は、このほど住宅ローンの金利を一律0.12%引き下げ、8月中旬ごろから新規貸付分について実施することとした。改訂後金利(提携ローンの場合)は次のとおり。

(単位・年%)

	変更後	変更前
期間 5年以下	8.76	8.88
〃 10年以下	9.06	9.18
〃 20年以下	9.36	9.48